

福教大学生第180号
令和2年10月26日

教育学部長
大学院教育学研究科長 殿
事務局長

国立大学法人福岡教育大学長
飯 田 慎 司

福岡教育大学部室使用に関する取り扱いについて（重要通知）

部室の使用に関し、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1. 部室の使用目的

部室は、サークル内での会議や打合せ、道具の保管場所、更衣室としての利用等、課外活動における学生間の連絡調整の円滑化及び課外活動の促進を計ることを目的に使用する。

2. 部室使用の範囲

部室を使用できるサークルの範囲は、「福岡教育大学学生の活動に関する取り扱いについて(重要通知)」(平成27年10月20日福教大学生第361号)により、公認の許可を受けたサークルで、「3. 部室使用の基準」を満たすサークルとする。

3. 部室使用の基準

部室を使用するための基準は、次の①から③全てを満たすこととする。

- ① 大会等への出場や地域等での活動など、課外活動として顧問教員が認める活動を、部室の使用申請時において3年以上継続している団体であること。
- ② 部員が常時5名以上在籍し、活発に活動していることが認められること。
- ③ 本学が実施するサークルの運営に係る幹部講習会に参加していること。

4. 部室の使用時間

部室の使用時間は、8時から21時までとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

5. 部室の使用にあたっての留意事項

部室を使用するサークルは、以下の留意事項を遵守しなければならない。

- ・本来の目的である課外活動以外には使用しないこと。
- ・宿泊しないこと。
- ・学外者の滞在場所としないこと。
- ・火気を使用しないこと。
- ・喫煙、飲酒を行わないこと。
- ・楽器の演奏等、騒音を出さないこと。
- ・貴重品等を置かないこと。
- ・清潔にすることを心がけ、常に整理整頓をすること。
- ・階段等の共用箇所や部室周辺に荷物、ゴミ等を放置しないこと。
- ・課外活動に必要としない物品を持ち込まないこと。
- ・建物、設備を破損、汚染し又は許可なくして工作を加えないこと。
- ・大学から貸与する部室の鍵を許可なく他の鍵に変更しないこと。
- ・備付けの備品等以外を許可なく持ち込まないこと。
- ・戸締り、電気器具等の点検を確実に行うこと。
- ・節電に心がけること。
- ・他のサークルや地域住民に迷惑をかけないこと。また、教育、研究環境を阻害するような行為を行わないこと。
- ・本学の指示に従うこと。

6. 部室の使用手続き

部室を使用しているサークルで、部室の使用を希望する場合は、毎年所定の期日までに、別紙1「部室使用願」を提出するものとする。

なお、新たに部室に空きが生じた場合は、学生支援課から部室使用の対象サークルに使用申請の案内を行う。

7. 部室の使用許可

部室の使用許可は、別紙1「部室使用願」、別に定める「サークル継続願」及び「学内外活動届」等に基づき、学生委員会で審議し、学長が許可する。

審議にあたり、すでに部室の使用を許可されているサークルについては、「3. 部室使用の基準」を満たしているかどうかを審議し、基準を満たしている場合は使用を許可する。

また、新たに部室に空きが生じた場合は、空き部室を使用するサークルについて審議し、使用を許可する。

許可されたサークルに対して、別紙2「部室使用許可通知書」を交付する。

8. 使用許可の取り消し

部室の使用を許可されたサークルが「3. 部室使用の基準」を満たさなくなった時もしくは「4. 部室の使用時間」または「5. 部室の使用にあたっての留意事項」が遵守されていないと判断された場合、学長は部室の使用許可を取り消すことがある。

9. 損害の弁償

部室を使用しているサークルは、施設・設備及び備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、学生支援課に報告するとともに、故意又は過失による場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

10. その他

この通知に定めるもののほか、部室の使用に関し必要な事項は、学長が定める。

(担当部署)

学生支援課 学生支援グループ

電話：0940-35-1754

Email：gaksecho@fukuoka-edu.ac.jp